

「指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、指定自動車教習所における準中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行の技能教習（現に普通自動車免許又は普通自動車第二種免許を受けている者に対するものを除く。）について、普通自動車を使用しなければならない教習の教習時間の基準を引き下げることを内容とする「指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール（menkyoka@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年10月2日（金）から 令和8年10月31日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙の3(1)についての意見…」

〈 凡 例 〉

新規則： 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年
国家公安委員会規則第13号）をいう。

1 命令等の題名

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第6項

3 命令等の内容

- (1) 指定自動車教習所における準中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行の技能教習（現に普通自動車免許又は普通自動車第二種免許を受けている者に対するものを除く。）について、準中型自動車を使用する教習等の教習時間を柔軟に設定できるよう、普通自動車を使用しなければならない教習の教習時間の基準を引き下げる（新規則第4条第6項関係）。
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

公布の日